



第64期

定時株主総会 招集ご通知

2024年3月1日～2025年2月28日

▶ 日 時

2025年5月23日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 場 所

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地

新横浜プリンスホテル

3 階 ノクターン

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）

議決権行使期限

株主総会当日ご出席されない場合は、インターネットと書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、

2025年5月22日（木曜日）午後5時までに
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

Contents

- 第64期定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株式会社放電精密加工研究所

証券コード：6469

証券コード 6469
2025年5月7日
(電子提供措置の開始日 2025年5月1日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜
3丁目17番6号イノテックビル11階
株式会社放電精密加工研究所
代表取締役社長 村 田 力

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第64期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hsk.co.jp/>

上記のほか、インターネット上下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2025年5月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3階 ノクターン
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第64期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2025年5月23日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

<代理人により議決権を行使される場合>

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

▶書面（郵送）



行使期限 2025年5月22日（木）午後5時

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主様の個人情報を保護するための「記載面保護シール」を同封しております。議決権行使書のご返送の際にご使用ください。

▶インターネット



行使期限 2025年5月22日（木）午後5時

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次頁をご覧ください。▶

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

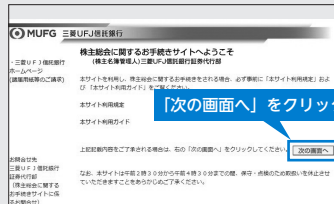
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

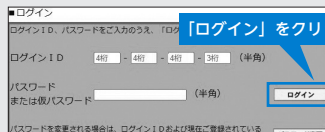


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- (2) インターネットによる議決権行使は、2025年5月22日（木曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	むら 村	た 田	ちから 力	生年月日 1956年6月10日	所有する当社株式の数 18,704株	再 任
------------	---	---------	--------	----------	--------------------	-----------------------	-----



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月	ジャパックス株式会社入社
1990年 4 月	当社入社
2015年 9 月	当社執行役員就任
2018年 3 月	当社産業メカトロニクス事業部長
2019年 5 月	当社取締役就任
2023年 5 月	当社代表取締役社長就任 現在に至る

取締役候補者とした理由

村田 力氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの機械装置等部門や金型部門などを管掌し、また、当社グループの技術開発やDXなどを推進してきた経験と実績を有しております。2023年5月からは代表取締役社長に就任しており、経営全般の統轄管理および当社グループの企業価値向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2 たき かわ こう じ
瀧 川 浩 二

■ 生年月日
1964年7月7日

■ 所有する当社株式の数
21,629株

再 任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年12月 当社入社
2014年3月 当社原動機事業部長
2015年9月 当社執行役員就任
2017年5月 当社取締役就任
2023年5月 当社常務取締役就任
2024年5月 当社取締役常務執行役員就任 現在に至る
(現在の担当)
情報開示・人事総務担当

取締役候補者とした理由

瀧川 浩二氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループのガスタービン部品事業をリードしてきた経験と実績を有しており、当社グループの企業価値向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3 たか はし こう じ
高 橋 孝 二

■ 生年月日
1962年4月10日

■ 所有する当社株式の数
0株

新 任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 三菱重工業株式会社入社
2022年10月 当社入社
2023年3月 当社執行役員海外戦略部長就任 現在に至る
(現在の担当)
海外戦略部長

取締役候補者とした理由

高橋 孝二氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の執行役員海外戦略部長として海外戦略を担当してきた経験と実績を有しており、当社グループの経営戦略の推進のため、選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4 い 藤 ま り こ
伊 藤 眞理子

■ 生年月日
1967年7月28日

■ 所有する当社株式の数
400株

再 任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年10月 日本IBM株式会社入社
1991年 6 月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア)入社
2000年 3 月 プラウドフットジャパン株式会社ディレクター
2014年 4 月 株式会社みらいワークス取締役COO就任
2016年 5 月 EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社
シニアマネジャー
2017年 7 月 一般社団法人湘南MIRAI承継 理事長就任 現在に至る
2022年 1 月 株式会社エイシング取締役COO就任
2023年 5 月 当社取締役就任 現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

伊藤 眞理子氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの経営戦略およびダイバーシティの推進のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤 眞理子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって在任期間は2年となります。また、同氏は東京証券取引所に届出を行っている独立役員であります。
3. 当社は、定款第32条第2項の規定に基づき、社外取締役 伊藤 眞理子氏と責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	ほそ え 細 江	ひろ た ろう 廣 太 郎	生年月日 1952年6月24日	所有する当社株式の数 186,000株	再 任
------------	---	----------------	------------------	--------------------	------------------------	-----



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 富士写真フイルム株式会社入社
2005年12月 当社入社
2008年 4 月 当社業務改革推進部長
2009年 5 月 当社塗料事業部長
2011年10月 当社技術開発部長
2013年 5 月 当社取締役就任
2021年 5 月 当社監査等委員である取締役就任 現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

細江 廣太郎氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の事業部長等を歴任して当社の企業活動全般を掌握していることから、当社の経営全般にわたる幅広い監査・監督をしていただくことで、当社の企業統治がさらに強化できると判断し、監査等委員である取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

す 郷 知 徳

■ 生年月日
1968年12月31日

■ 所有する当社株式の数
1,100株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録 東京弁護士会所属
2002年12月 新井・須郷法律事務所パートナー
2009年 5 月 須郷法律事務所所長 現在に至る
2023年 5 月 当社監査等委員である取締役就任 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

須郷 知徳氏は、弁護士として長年の実務経験を有する法律の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

3

え だ の ぶ ゆ き
江 田 信 之

■ 生年月日
1987年7月10日

■ 所有する当社株式の数
1,100株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年12月 公認会計士試験合格
2012年 2 月 有限責任監査法人トーマツ入社
2016年 7 月 公認会計士登録
2022年 3 月 フィンポート会計グループ入社 現在に至る
2023年 5 月 当社監査等委員である取締役就任 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

江田 信之氏は、公認会計士としての実務経験を有する財務および会計の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 須郷 知徳および江田 信之の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって在任期間は2年となります。また、両氏は東京証券取引所に届出を行っている独立役員であります。
3. 当社は、定款第32条第2項の規定に基づき、常勤監査等委員である取締役 細江 廣太郎氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査等委員である取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
4. 当社は、定款第32条第2項の規定に基づき、監査等委員である社外取締役候補者 須郷 知徳および江田 信之の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査等委員である社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

氏名	性別	役職	独立性	特に期待する知見・経験							
				企業経営 経営戦略	海外事業	営業 マーケティング	技術 品質 研究開発	財務戦略 ・ 会計	人事 労務 人財開発	法務 ガバナンス コンプライアンス	ESG・ SDGs
村 田 力	男性	代表取締役社長		●		●	●	●		●	●
瀧 川 浩 二	男性	取 締 役		●	●	●	●		●	●	
高 橋 孝 二	男性	取 締 役		●	●	●	●				
伊藤 眞理子	女性	取 締 役	独立	●					●		●
細江 廣太郎	男性	監 査 等 委 員	独立		●		●	●		●	
須 郷 知 徳	男性	監 査 等 委 員						●	●	●	
江 田 信 之	男性	監 査 等 委 員	独立	●				●		●	

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）におけるわが国経済は、インバウンド需要や雇用・所得環境の改善が見られるなど緩やかな回復を見せるものの、物価や人件費の上昇、長期化する中東地域での紛争やロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く業界動向は、住宅分野や交通・輸送分野は各市場の需要の鈍化に伴い低調に推移しました。一方、世界の電力需要の増加やコロナ禍で低迷していた航空旅客需要の回復により環境・エネルギー分野と航空・宇宙分野が堅調に推移しました。

このような環境の中、当社グループでは、事業部制から本部制への移行を行い、採算意識を高め、全社で効率的な経費管理を行うことで利益創出に注力した事業活動を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は12,898百万円（前年同期比6.1%増）となりました。利益につきましては、物価上昇による費用の増加はあるものの、価格改定および環境・エネルギー関連と航空・宇宙関連の生産量の拡大を受け、営業利益は689百万円（同199.4%増）、経常利益は643百万円（同278.7%増）となりました。なお、特別利益に投資有価証券売却益を計上したこと、一方で特別損失に固定資産の減損損失を計上、また過去の欠損等により法人税等負担額が軽減したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は583百万円（同151.5%増）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

【放電加工・表面処理】

放電加工・表面処理は、航空・宇宙関連の防衛装備品が防衛予算拡大により需要が増加しました。また環境・エネルギー関連のガスタービン部品は電力需要の増加に伴い受注が増加、遠心圧縮機部品が石油・ガス産業の精製・輸送需要の増加を背景に受注が増加したことにより、前年同期に比べ増収となりました。

その結果、放電加工・表面処理全体では増収となり、売上高は8,635百万円（前年同期比17.9%増）となりました。

【金型】

金型は、住宅関連では、国内向けのアルミ押出用金型は価格改定により売上高は前期並みで推移しましたが、海外子会社のタイ国向けアルミ押出用金型が生産計画の見直しの影響を受け、前年同期に比べ減収となりました。また、交通・輸送関連ではセラミックスハニカム押出用金型が中国市場の低迷の影響を受け、前年同期に比べ減収となりました。

その結果、金型全体では減収となり、売上高は3,318百万円（同7.8%減）となりました。

【機械装置等】

機械装置等は、機械設備関連で予定していたプレス機販売が計画変更に伴う納入延期の影響を受け減収、またプレス付帯設備の販売が減少したことから、前年同期に比べ減収となりました。

その結果、機械装置等全体では減収となり、売上高は944百万円（同23.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度における事業の種類別セグメント売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	第 63 期 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)		第 64 期 (当連結会計年度) (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)	
	金額	構成比率	金額	構成比率
放電加工 ・ 表面処理	7,326	%	8,635	%
金 型	3,600	29.6	3,318	25.7
機 械 装 置 等	1,233	10.1	944	7.3
合 計	12,160	100.0	12,898	100.0

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,472百万円となりました。その主なものは岡山事業所生産設備525百万円、小牧事業所生産設備390百万円、名古屋事業所生産設備256百万円、その他は各事業所の生産設備の更新によるものであります。

③ 重要な資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,650百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、コミットメントライン契約につきましては、財務制限条項が付されております。また、取引銀行4行と総額2,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 (2022 年 2 月 期)	第 62 期 (2023 年 2 月 期)	第 63 期 (2024 年 2 月 期)	第 64 期 (当連結会計年度) (2025 年 2 月 期)
売 上 高 (百万円)	12,976	11,679	12,160	12,898
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	634	△311	230	689
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	607	△322	169	643
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	1,413	△1,288	231	583
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	195.15	△180.88	32.48	54.64
総 資 産 (百万円)	15,547	14,830	17,974	17,551
純 資 産 (百万円)	6,256	4,882	7,229	8,264

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	千バーツ 20,000	% 51	アルミ押出用金型及び付属品の製造販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

社会の中長期的な動向として、持続可能な社会を目指した脱炭素社会や資源循環社会への移行が進むとともに、また同時に、成長減速や高インフレ、地政学的リスクの高まりといった問題があり、変動性と不確実性が一層増大すると見込まれます。

このような状況下で、当社グループはサステナビリティ方針の大元の目標である「持続可能な社会の実現に貢献するコト作り企業として、創造的な発想と技術で人と社会のために必要なカタチを提供する」企業を目指し、このビジョンを具現化するために、『中期経営計画2027』に沿って、2025年2月期から2027年2月期までの3年間の経営を進めております。

初年度である2025年2月期は、利益創出体制を強化し、計画を上回る状況で推移しました。2年目である2026年2月期は、その成果をさらに高めるとともに最終年度の目標達成に向けた準備を進めてまいります。

長期ビジョン

サステナブル社会に必要なものづくり技術を提供し続けて100年企業となるための基盤を構築する。

中期重点方針

「改革の推進」

◇成長への組織改革と人的資本投資の推進および体制の整備

当社グループは、経営の健全化及び新しいチャレンジをするための体制の整備を促進し、『中期経営計画2024』で進めていた市場の変化に合わせた組織改革及び人的資本投資をさらに推進させて、新たな成長を実現するための経営基盤を構築してまいります。

「収益基盤の強化」

◇事業ポートフォリオの再設定

当社グループは、収益性・成長性等の観点から事業ポートフォリオを適宜見直して再設定し、投資配分の最適化を行い、リソースの有効活用と効率化を促進し、企業価値の向上を図ってまいります。

◇標準化と自動化による業務改革の推進

当社グループは、製造現場の効率化とものづくり改革を促進するべく、製造部門とは独立したエンジニアリング部門を設置しており、製造現場における課題のデジタルツールによる可視化と分析を強化し、迅速な問題解決と改善サイクルの加速につなげてまいります。加えて作業プロセスの標準化を進めて業務改革を推進し、生産性の向上に寄与してまいります。

「成長基盤の強化」

◇長期ビジョンを背景とした技術開発への取り組み

当社グループは、当社長期ビジョンを実現すべく、サステナブル社会に必要なモノづくりとして、カーボンニュートラル社会を実現するための新しい市場分野に事業展開をしております。今後はさらなる技術開発をもって新しい社会への新製品実装に貢献できる企業を目指してまいります。

◇海外展開を拡大し、成長事業の国際競争力強化

当社グループは、成長事業の国際競争力の強化に努めており、特に欧米市場におけるガスタービン事業の受注が拡大しております。今後は、エネルギーミックスへの対応力をさらに高め、海外展開を拡大してまいります。

「経営基盤の強化」

◇E S G経営の体制構築

当社グループは、SDGsを積極的に推進し、E（環境）・S（社会）・G（企業統治）及びサステナビリティを巡る課題に対応するために、マテリアリティの実現に向けて全社員が一丸となって取り組む体制を構築し、サステナビリティへの取り組みを推進してまいります。

◇ステークホルダーから安心・信頼される会社

当社グループは、ステークホルダー（当社グループに関わる全ての人々）との対話を通じ、皆様から安心・信頼される健全経営を推進し、人権に関する規範の遵守や多様性の尊重などに努め、ステークホルダーとの健全で良好な関係の構築と維持に尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげる次第であります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、放電加工・表面処理技術を使用した金属製品等の製造販売及び受託加工、金型・機械装置等の製造販売を行っております。

その内訳は下表のとおりで、事業内容にある3つの技術を用いて、5つの事業分野にて主要製品の製造販売及び受託加工を行っております。

放電加工・表面処理の技術は「環境・エネルギー」「航空・宇宙」「交通・輸送」の3つの事業分野、金型の技術は「住宅」「交通・輸送」の2つの事業分野、機械装置等の技術は「機械設備」「交通・輸送」の2つの事業分野で、それぞれ使用されています。

事業内容	事業分野	主要製品
放電加工・表面処理	環境・エネルギー	ガスタービン部品 遠心圧縮機部品 クロムフリー表面処理剤
	航空・宇宙	航空機エンジン部品 航空宇宙関連部品 防衛装備品
	交通・輸送	自動車表面処理部品
金型	住宅	アルミ押出用金型
	交通・輸送	セラミックスハニカム押出用金型
機械装置等	機械設備	デジタルサーボプレス機 プレス用金型及びプレス付帯設備
	交通・輸送	プレス部品の受託加工

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年2月28日現在)

当	社	本	店	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目17番6号 イノテックビル11階
		厚	木 事 業 所	神奈川県厚木市
		成	田 事 業 所	千葉県山武郡
		名	古 屋 事 業 所	愛知県春日井市
		春	日 井 工 場	愛知県春日井市
		小	牧 事 業 所	愛知県小牧市
		岡	山 事 業 所	岡山県赤磐市
		大	和 事 業 所	神奈川県大和市
		横	浜 工 場	神奈川県横浜市
		若	狭 工 場	福井県三方上中郡
子会社	KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	本	工 社 場	タイ国 Pathumthani県

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
610名 (123名)	△39名 (△1名)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421名 (123名)	2名 (△1名)	41.3歳	13.1

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,796百万円
株式会社みずほ銀行	600
株式会社三井住友銀行	500
株式会社りそな銀行	449
株式会社横浜銀行	300

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,200,000株
- ② 発行済株式の総数 10,953,900株
- ③ 株主数 4,965名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	3,746千株	35.08%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	733	6.87
放 電 精 密 加 工 研 究 所 社 員 持 株 会	403	3.77
株 式 会 社 二 村	389	3.64
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	325	3.05
二 村 山 林 有 限 会 社	272	2.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	261	2.44
二 村 勝 彦	242	2.27
細 江 廣 太 郎	186	1.74
日 本 碍 子 株 式 会 社	180	1.68

(注) 1. 持株比率は、自己株式（277,255株）を控除して計算しております。
2. 自己株式は上記大株主からは除外しております。

⑤ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）を対象として、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与するために、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当期においては、取締役（監査等委員及び社外役員を除く）3名に対し、職務執行の対価として、5,388株交付しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 新株予約権の概要
該当事項はありません。
- ② 当社役員が保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	村 田 力	
取 締 役	瀧 川 浩 二	情報開示・人事総務担当
取 締 役	矢 部 純	新事業担当
取 締 役	伊 藤 眞理子	一般社団法人湘南MIRAI承継 理事長
取締役（常勤監査等委員）	細 江 廣太郎	
取締役（監査等委員）	須 郷 知 徳	弁護士
取締役（監査等委員）	江 田 信 之	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 伊藤 眞理子氏、取締役（監査等委員）須郷 知徳および取締役（監査等委員）江田 信之の三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 伊藤 眞理子氏、取締役（監査等委員）須郷 知徳および取締役（監査等委員）江田 信之の三氏は、東京証券取引所に届出を行っている独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）須郷 知徳氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）江田 信之氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 取締役 工藤 紀雄および大村 亮の両氏は、2024年5月24日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役等（執行役員を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等（執行役員を含む）が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 役員報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	100(6)	81(6)	10	8	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22(12)	22(12)	—	—	3 (2)
合計	122	104	10	8	9

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年5月24日開催の第58期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年5月24日開催の第58期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。
3. 業績連動報酬として取締役に對して賞与を支給しております。当該業績連動報酬の内容は「⑥取締役の業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬として取締役に對して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は「⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。なお、非金銭報酬として取締役の報酬限度額は、2022年5月26日開催の第61期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は6名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役会の決議によります。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社取締役の報酬等は金銭報酬及び株式報酬より構成するものとし、金銭報酬は月例の基本報酬及び年次の業績連動報酬からなるものとし、株式報酬は年次の譲渡制限付株式報酬とする。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役は月例の基本報酬のみとし、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しないものとする。

監査等委員でない取締役の金銭報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、経済動向、業界動向及び業績等を勘案して、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会が審議の上取締役会へ答申を行い、その答申に基づき取締役会で決定する。月例の基本報酬については、役員報酬内規に定める基本報酬額に基づき、当社と同等規模の上場会社の役員報酬の金額を参考に、役位及び従業員給与水準等を考慮して決定する。年次の業績連動報酬については、月例の固定報酬の年額の10%を基本額として、単年度業績に基づいて役員報酬内規に定める換算係数を乗じたものを支給する。

監査等委員でない取締役の株式報酬は、2022年5月26日開催の株主総会の決議による報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給するものとし、対象取締役は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。なお、譲渡制限付株式の付与時の株価については、付与割当決議日の前日の東京証券取引所の終値とし、株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が取締役の地位を喪失する日までとする。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬等＝10：1：1をおおよその目安とする。

監査等委員である取締役の報酬は月例の固定報酬とし、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、職務分担等を勘案し監査等委員である取締役の協議によって決定する。

ハ、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

内容の決定及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、指名報酬委員会の答申が尊重されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、経常利益及び税金等調整前当期純利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであり、貢献度を図る上での観点等から選定をしております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、月例の固定報酬の年額の10%を基本額とし、前連結会計年度実績に対する当連結会計年度期初計画の増減率と、当連結会計年度期初計画に対する当連結会計年度経常利益又は税金等調整前当期純利益のどちらか低い実績の達成率を換算係数として、基本額と二つの換算係数を乗じて算出します。

なお、当連結会計年度の当社グループの経常利益は643百万円、税金等調整前当期純利益は634百万円となりましたので、当連結会計年度の業績連動報酬の支給を行います。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 伊藤 眞理子氏は、一般社団法人湘南MIRAI承継の理事長であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会および監査等委員会への出席状況

	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役 伊 藤 眞理子	(2023年5月24日就任) 取締役会16回開催 うち16回出席	100%
取 締 役 (監査等委員) 須 郷 知 徳	(2023年5月24日就任) 取締役会16回開催 うち16回出席 監査等委員会12回開催 うち12回出席	100% 100%
取 締 役 (監査等委員) 江 田 信 之	(2023年5月24日就任) 取締役会16回開催 うち16回出席 監査等委員会12回開催 うち12回出席	100% 100%

2) 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 伊藤 眞理子氏、取締役（監査等委員）須郷 知徳および取締役（監査等委員）江田 信之の三氏は、取締役会に出席し、取締役 伊藤 眞理子氏は、主に経営的な見地から、取締役（監査等委員）須郷 知徳氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、取締役（監査等委員）江田 信之氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。また、取締役（監査等委員）須郷 知徳および江田 信之の両氏は、監査等委員会に出席し、監査の方法および結果について、意見の表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 保森監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるKYODO DIE-WORKS(THAILAND)CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である保森監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

① 基本方針

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を次のとおり改定いたしており、その内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という）は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、H S Kグループ企業行動憲章を定め、それを当社グループ全役職員に徹底させる。
- 2) 当社グループは、コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を推進する。
- 3) 当社グループは、内部通報制度を整備し、コンプライアンス上の問題を発見した場合における職制外の通報・相談ルートとして適切に運営する。その通報・相談内容については秘密として厳守し、通報・相談者に対して不利な取扱いを行わない。
- 4) 当社グループは、当社社長の直轄部門として監査室を設置し、内部監査を実施する。監査室は、監査等委員である取締役とも連携しつつ、法令の遵守状況などを確認する。

ロ．取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、文書管理に関する規程等に基づき、適切に保存および管理を行う。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社グループは、自社の事業活動や経営環境等を踏まえ、全社にわたり予見されるリスクの識別・分析・評価を行える体制を構築する。
- 2) 当社グループは、事業活動に伴う各種リスクや経営環境変化等への対応力を備えたリスク管理体制を構築する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会：定例の取締役会を月1回開催し、その他必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の職務の執行の管理監督を行う。
- 2) 経営会議：常勤取締役（監査等委員含む）をメンバーとする経営会議を月1回以上開催し、経営に関する重要事項は、経営会議での審議を経た上で取締役会にて決議を行うものとする。
- 3) 事業所長会：役付取締役・執行役員等のメンバーで構成される事業所長会を月1回以上開催し、定期的に各事業部門および子会社より業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告させ、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
- 4) 委員会：取締役会の下部機関として、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、内部統制推進委員会等の委員会組織を設置し、総合的に審議・調整を行う。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループ企業行動憲章に基づき、当社グループ一体となってコンプライアンスの推進を行う。
- 2) 子会社における業務の運営に関して、子会社の取締役会にて、グループ方針に沿った年度計画を立案するものとし、また重要事項の決定および取締役の職務の執行の管理監督を行い、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
- 3) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、経営に関する重要事項については、遅滞なくこれを報告させ、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
- 4) 監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役に報告する。
- 5) 事業所長会において、子会社を担当する取締役・執行役員等のメンバーは随時出席の上、定期的に各事業部門および子会社より業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告し、具体的な施策を実施するものとする。

へ． 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）に関する事項および当該補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとし、その使用人は監査等委員である取締役の指示を最優先に実行するものとする。なお、補助使用人の任命、異動、評価、懲戒等を行う場合は、監査等委員会の同意を必要とし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ト． 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員会が定める監査計画および職務の分担に従い、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- 2) 当社グループの取締役および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大なコンプライアンス違反行為を認知した場合、並びに重要な会議の決定事項等必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとする。なお、当社グループは、その報告を理由に報告者に対して不利な取扱いを行わないものとする。
- 3) 監査等委員会はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査室および会計監査人と協議および意見交換するなど、密接な連携を保ちながら監査成果の達成を図る。
- 4) 代表取締役社長と監査等委員会は、定期的な会議を開催し意見・情報の交換を行える体制とする。
- 5) 監査等委員会の監査にかかる費用は、当社が負担する。

チ． 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価、かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

リ、反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、企業行動憲章およびコンプライアンス規程等に反社会的勢力排除に関する旨を定め、反社会的勢力による不当要求に対しては、法令に基づき断固たる行動をとるものであり、これらの勢力との一切の関係を排除する。

② 運用状況の概況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役会は法令、定款、企業行動憲章、取締役会規則およびコンプライアンス規程等に則って運営されており、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては、取締役および部門責任者によって構成されるコンプライアンス委員会およびBCP・リスク管理委員会を設置し対応しております。

監査等委員会の監査については、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席、また会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を行うなど、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

反社会的勢力排除に向けた体制については、企業行動憲章およびコンプライアンス規程にて基本方針を定め、当社および子会社の役職員に周知徹底を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを、配当政策の基本方針としております。この方針のもと、当年度の期末配当金は、1株につき12円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のために有効活用していきたいと考えております。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループの成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,794,452	流 動 負 債	5,603,125
現 金 及 び 預 金	2,598,222	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	446,200
受 取 手 形	87,751	電 子 記 録 債 務	615,533
売 掛 金	2,700,339	短 期 借 入 金	3,208,544
電 子 記 録 債 権	515,289	リ ー ス 債 務	228,234
商 品 及 び 製 品	15,963	未 払 法 人 税 等	115,630
仕 掛 品	1,116,329	契 約 負 債	776
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	680,483	賞 与 引 当 金	332,959
未 収 入 金	4,064	そ の 他	655,246
そ の 他	76,040	固 定 負 債	3,684,066
貸 倒 引 当 金	△31	長 期 借 入 金	1,444,755
		リ ー ス 債 務	914,766
固 定 資 産	9,757,399	繰 延 税 金 負 債	16,866
有 形 固 定 資 産	9,120,645	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,166,848
建 物 及 び 構 築 物	1,806,479	資 産 除 去 債 務	55,149
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,669,933	そ の 他	85,680
土 地	4,427,091	負 債 合 計	9,287,191
リ ー ス 資 産	1,091,756	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	20,719	株 主 資 本	6,872,631
そ の 他	104,664	資 本 金	1,889,190
無 形 固 定 資 産	90,949	資 本 剰 余 金	1,778,915
ソ フ ト ウ ェ ア	86,324	利 益 剰 余 金	3,389,952
そ の 他	4,624	自 己 株 式	△185,427
投 資 そ の 他 の 資 産	545,804	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	482,568
投 資 有 価 証 券	279,663	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	142,073
繰 延 税 金 資 産	140,612	為 替 換 算 調 整 勘 定	197,164
そ の 他	125,528	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	145,898
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,567
		非 支 配 株 主 持 分	909,460
		純 資 産 合 計	8,264,660
資 産 合 計	17,551,852	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,551,852

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

[illegible]

34

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,889,190	1,774,170	2,881,428	△189,030	6,355,757
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△74,698		△74,698
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			583,223		583,223
譲渡制限付株式報酬		4,745		3,603	8,348
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	4,745	508,524	3,603	516,873
当 期 末 残 高	1,889,190	1,778,915	3,389,952	△185,427	6,872,631

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	繰延ヘッジ 損 益	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	100,092	97,064	△114,758	－	82,398	790,975	7,229,132
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 74,698
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							583,223
譲渡制限付株式報酬							8,348
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	41,980	100,099	260,657	△2,567	400,169	118,484	518,654
当 期 変 動 額 合 計	41,980	100,099	260,657	△2,567	400,169	118,484	1,035,528
当 期 末 残 高	142,073	197,164	145,898	△2,567	482,568	909,460	8,264,660

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 KYODO DIE-WORKS(THAILAND)CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法適用会社の範囲の状況
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

KYODO DIE-WORKS(THAILAND)CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

・その他有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの	……………	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出）
市場価格のない 株式等	……………	総平均法による原価法

(ロ) デリバティブ …………… 時価法

(ハ) 棚卸資産

・ 仕掛品 …………… 主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

・ 製品・原材料及び貯蔵品 …… 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備を除く）は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～31年

機械装置及び運搬具 5～11年

(ロ) 無形固定資産 …………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …………… 当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …………… 当社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

- (イ) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段 …………… 金利スワップ
ヘッジ対象 …………… 借入金の支払利息
- (ハ) ヘッジ方針 …………… 借入金利変動リスクを固定する目的で行っております。
- (ニ) ヘッジの有効性評価の方法 …………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（イ）放電加工・表面処理

放電加工・表面処理における収益は、航空機エンジン部品の製造、ガスタービン部品、及びその他各種金属製品の受託加工、航空機エンジン部品・ガスタービン部品の表面処理受託加工、クロムフリー塗料の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

（ロ）金型

金型における収益は、主にアルミ押出用金型、及び付属品の製造、販売、並びにセラミックスハニカム押出用金型及び付属品の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

（ハ）機械装置等

機械装置等における収益は、プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの製造、販売、プレス部品の受託加工、金属プレス用金型、及び金型プレス用金型部品の製造、販売によるものであります。

プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの販売について顧客仕様

にカスタマイズされた機械装置で設置立ち上げの履行義務がある場合においては、設置立上げ完了後、検収時に収益を認識しております。

その他の製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、製品の輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額 …………… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差 …………… 当社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
連結子会社は、発生年度に費用処理することとしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産	140,612千円
繰延税金負債	16,866千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

有形固定資産	9,120,645千円
無形固定資産	90,949千円
減損損失額	67,189千円

当社グループは、事業所におけるセグメント単位を基礎として資産のグルーピングを行い、固定資産のうち減損損失の兆候がある資産または資産グループについて、回収可能性価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額としております。

なお、当連結会計年度において、主に機械装置等セグメントの過去の実績と今後の事業計画を勘案した結果、大和事業所において収益性の低下が認められたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保に関わる債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	1,381,425千円
土地	2,105,483
合計	3,486,909千円

担保に関わる債務は、次のとおりであります。

短期借入金	2,561,464千円
長期借入金	1,334,935
合計	3,896,399千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,554,167千円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 圧縮記帳

建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の連結貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額585,400千円を控除して表示しております。

(4) 当座貸越契約及びコミットメントライン

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,000,000千円
借入実行残高	1,100,000千円
差引額	900,000千円

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,650,000千円
借入実行残高	1,700,000千円
差引額	950,000千円

(5) 財務制限条項

一部の借入金については一定の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、該当する借入金の一括返済及び契約解除のおそれがあり、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 棚卸資産評価損

収益性の低下に基づく簿価切り下げに伴う棚卸資産評価損は、売上原価に81,981千円含まれております。

(2) 減損損失

場所	用途	種類	金額 (千円)
神奈川県大和市	事業用資産	土地	63,201
タイ国	事業用資産	機械装置等	3,987

当社では事業所におけるセグメント単位を基本として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個々の資産ごとに減損の兆候を判定しております。

当連結会計年度において、主に機械装置等セグメントの過去の実績と今後の事業計画を勘案した結果、大和事業所において収益性の低下が認められたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,953,900	—	—	10,953,900

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年4月19日開催の臨時取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 74,698千円
- ・1株当たり配当額 7円
- ・基準日 2024年2月29日
- ・効力発生日 2024年5月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年4月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 128,119千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月8日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

なお、一部の借入金については一定の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、該当する借入金の一括返済及び契約解除のおそれがあり、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引は借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、当社の経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引は、社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

短期借入金及び長期借入金については、当社経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性を維持、確保するために取引金融機関との間に当座貸越契約を締結するなどして流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	270,813	270,813	—
長期借入金（※1）	1,853,299	1,828,489	△24,809
リース債務（※2）	1,143,000	1,137,245	△5,755
デリバティブ取引（※3）	(3,699)	(3,699)	—

※1．長期借入金は、1年以内返済長期借入金を含めて表示しております。

※2．リース債務は、リース債務（流動負債）を含めて表示しております。

※3．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	8,850

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	260,933	—	—	260,933
債券	—	9,880	—	9,880
デリバティブ取引				
金利関連	—	(3,699)	—	(3,699)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,828,489	—	1,828,489
リース債務	—	1,137,245	—	1,137,245

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			合計 (千円)
	放電加工・ 表面処理	金型	機械装置等	
日本	7,324,655	2,119,349	943,981	10,387,986
タイ	—	1,199,248	—	1,199,248
その他	1,310,368	—	690	1,311,059
顧客との契約から生じる収益	8,635,023	3,318,598	944,672	12,898,294
外部顧客への売上高	8,635,023	3,318,598	944,672	12,898,294

(2)収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 688円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円64銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額		科 目		金 額	
資 産		の 部		負 債		の 部	
流 動 資 産		6,541,554		流 動 負 債		5,543,257	
現金及び預金	金形権	1,514,318		電 子 記 録 債 務	金 金	615,533	
受取手続		87,751		買掛金		411,341	
短期貸付		515,289		短期借入金		2,800,000	
商品及び掛	金	2,591,641		長期借入金	金	408,544	
仕掛品	品	10,705		未払金	金	228,234	
原材料及び貯蔵	品	1,098,678		未払消費税	金	542,164	
未収金	金	654,684		未払法人税	金	55,659	
倒引当	金	4,766		未払消費税	金	115,630	
		63,749		未払消費税	金	14,869	
		△31		未払消費税	金	219	
				未払消費税	金	18,095	
				未払消費税	金	332,959	
				未払消費税	金	4	
固 定 資 産		9,099,601		固 定 負 債		3,763,737	
有形固定資産		8,446,064		長期借入金	金	1,444,755	
建物	物	1,660,127		長期借入金	金	914,766	
構築物	置	106,199		退職給付引当金	金	1,263,386	
機械装置	具	1,148,060		退職給付引当金	金	55,149	
運搬設備	品	1,320		退職給付引当金	金	85,680	
工具器具	地	90,057					
土地	産	4,327,822					
建物	定	1,091,756					
構築物		20,719					
機械装置		77,936					
運搬設備		73,311					
工具器具		4,624					
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具							
土地							
建物							
構築物							
機械装置							
運搬設備							
工具器具						</	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,724,643
売上原価	8,864,324
売上総利益	2,860,319
販売費及び一般管理費	2,193,841
営業利益	666,477
営業外収益	13,980
営業外費用	65,885
経常利益	614,572
特別利益	
固定資産売却益	427
投資有価証券売却益	56,990
補助金収入	20,000
特別損失	
固定資産売却損	1,572
固定資産除却損	10,542
減損損失	63,201
関係会社整理損	8,505
工場移転費用	1,905
税引前当期純利益	606,263
法人税、住民税及び事業税	108,350
法人税等調整額	△62,073
当期純利益	559,986

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,889,190	1,757,934	16,236	1,774,170	125,100	1,500,000	601,588	2,226,688	△189,030	5,701,018
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△ 74,698	△ 74,698		△ 74,698
当 期 純 利 益							559,986	559,986		559,986
別途積立金の積立						100,000	△100,000	－		－
譲渡制限付株式報酬			4,745	4,745					3,603	8,348
株主資本以外の 項 目 の 当 期 の 変 動 額 (純額)										
当期変動額合計	－	－	4,745	4,745	－	100,000	385,287	485,287	3,603	493,636
当 期 末 残 高	1,889,190	1,757,934	20,981	1,778,915	125,100	1,600,000	986,876	2,711,976	△185,427	6,194,655

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	100,092	－	100,092	5,801,111
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△74,698
当 期 純 利 益				559,986
別途積立金の積立				－
譲渡制限付株式報酬				8,348
株主資本以外の 項 目 の 当 期 の 変 動 額 (純額)	41,980	△2,567	39,412	39,412
当期変動額合計	41,980	△2,567	39,412	533,049
当 期 末 残 高	142,073	△2,567	139,505	6,334,161

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出）

株式等
市場価格のない …… 総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品 …… 主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

② 製品・原材料及び貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | |
|----------------|---|----|-------|------|-------|
| ① 有形固定資産 …………… | 建物（建物附属設備は除く）は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。 | | | | |
| (リース資産を除く) | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 | | | | |
| | <table border="0"><tr><td style="padding-right: 20px;">建物</td><td>7～31年</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>7～11年</td></tr></table> | 建物 | 7～31年 | 機械装置 | 7～11年 |
| 建物 | 7～31年 | | | | |
| 機械装置 | 7～11年 | | | | |
| ② 無形固定資産 …………… | 定額法 | | | | |
| (リース資産を除く) | なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 | | | | |
| ③ リース資産 …………… | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | | | | |
| | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 | | | | |

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
 - (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、金利スワップ取引については特
例処理の要件を満たしている場合には、
特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針 …………… 借入金利変動リスクを固定する目的で
行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動
の累計又は相場変動とヘッジ手段のキ
ャッシュ・フロー変動の累計又は相場
変動を四半期ごとに比較し、両者の変
動額等を基礎にして、ヘッジの有効性
を評価しております。ただし、特例処
理によっている金利スワップについて
は、有効性の評価を省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 放電加工・表面処理

放電加工・表面処理における収益は、航空機エンジン部品の製造、ガスタービン部品、及びその他各種金属製品の受託加工、航空機エンジン部品・ガスタービン部品の表面処理受託加工、クロムフリー塗料の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を

引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

② 金型

金型における収益は、主にアルミ押出用金型、及び付属品の製造、販売、並びにセラミックスハニカム押出用金型及び付属品の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

③ 機械装置等

機械装置等における収益は、プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの製造、販売、プレス部品の受託加工、金属プレス用金型、及び金型プレス用金型部品の製造、販売によるものであります。

プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの販売について顧客仕様にカスタマイズされた機械装置で設置立ち上げの履行義務がある場合においては、設置立ち上げ完了後、検収時に収益を認識しております。

その他の製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、製品の輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(8) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産	181,191千円
--------	-----------

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

有形固定資産	8,446,064千円
無形固定資産	77,936千円
減損損失額	63,201千円

当社は、事業所におけるセグメント単位を基礎として資産のグルーピングを行い、固定資産のうち減損損失の兆候がある資産または資産グループについて、回収可能性価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減

額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額としております。

なお、当事業年度において、主に機械装置等セグメントの過去の実績と今後の事業計画を勘案した結果、大和事業所において収益性の低下が認められたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保に関わる債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	1,381,425千円
土地	2,105,483
合計	3,486,909千円

担保に関わる債務は、次のとおりであります。

短期借入金	2,200,000千円
1年以内返済予定長期借入金	361,464
長期借入金	1,334,935
合計	3,896,399千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,015,893千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,000,000千円
借入実行残高	1,100,000
差引額	900,000千円

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,650,000千円
借入実行残高	1,700,000
差引額	950,000千円

(4) 圧縮記帳

建物、機械装置及び工具器具備品の貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額585,400千円を控除して表示しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	959,194千円
短期金銭債務	4,716千円

(6) 財務制限条項

一部の借入金については一定の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、該当する借入金の一括返済及び契約解除のおそれがあり、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

売上高	4,847,030千円
仕入高	38,422千円
営業取引以外の取引高	22,741千円

(2) 棚卸資産評価損

収益性の低下に基づく簿価切り下げに伴う棚卸資産評価損は、売上原価に77,341千円含まれております。

(3) 減損損失

場所	用途	種類	金額 (千円)
神奈川県大和市	事業用資産	土地	63,201

当社では事業所におけるセグメント単位を基本として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個々の資産ごとに減損の兆候を判定しております。

当事業年度において、機械装置等セグメントの過去の実績と今後の事業計画を勘案した結果、大和事業所において収益性の低下が認められたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当事業年度増加 株 式 数 (株)	当事業年度減少 株 式 数 (株)	当事業年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	282,643	—	5,388	277,255

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
棚卸資産	16,655
未払事業税	10,659
賞与引当金	101,818
未払費用	18,077
株式報酬費用	5,054
減損損失	549,002
資産除去債務	16,864
貸倒引当金	9
退職給付引当金	503,245
デリバティブ負債	1,131
繰越欠損金	244,276
その他	560
繰延税金資産小計	1,467,357
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△202,863
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△996,042
繰延税金資産合計	268,450
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△20,115
その他有価証券評価差額金	△62,584
資産除去債務	△4,559
繰延税金負債合計	△87,259
繰延税金資産の純額	181,191

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 または 出資金 (百万円)	事 業 の 内容また は 職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関 係 内 容		取引の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	三菱重工業 株式会社	東京都千代田区	265,608	エナジー、プラ ント・インフラ、 物流・冷熱・ドラ イブシステム、航 空・防衛・宇宙、 その他事業に係る製造等	所有 直接 35.10 %	兼任0名 受入出向1名 出向1名	当社 得意先	受託加工等 (注)	3,790,382	売掛金	651,041
							技術 指導	受入出向 (注)	14,960	未払金	556
							技術 指導	出 向 (注)	6,743	未 収 金	336

(注)．取引条件及び取引条件の決定方針

- ・受託加工等については、市場価格、当社の原価等を勘案して決定しております。
- ・受入出向及び出向については、両者が協議の上、決定しております。

(2) 兄弟会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 または 出資金 (百万円)	事 業 の 内容また は 職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	三 菱 重 工 コンプレッサ株式会社	東京都 港区	4,000	コンプレ ッサ（冷 凍空調用 は除く）、 駆動ター ビン、減 速機及び その関連 機械装置 並びにそ の制御シ ステムに 関する設 計・製 作・販売 及びエン 지니어リ ング業務	—	—	当社 得意先	受託加工等 (注)	246,744	売掛金	126,331
	Mitsubishi Power Americas, Inc.	アメリカ フロリ ダ州	(単位： 百万ドル) 352.5	原動機製 品全般の 販売	—	—	当社 得意先	受託加工等 (注)	526,352	売掛金	63,735

(注)．取引条件及び取引条件の決定方針

・受託加工等については、市場価格、当社の原価等を勘案して決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	593円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	52円46銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社 放電精密加工研究所
取締役会 御中

保森監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 山 崎 貴 史
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 小 林 議
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社放電精密加工研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社 放電精密加工研究所

取締役会 御中

保森監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 山 崎 貴 史
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 小 林 譲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2024年3月1日から2025年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の監査状況について評価を行い、検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月22日

株式会社 放電精密加工研究所 監査等委員会

常勤監査等委員 細 江 廣太郎 ㊞

監査等委員 須 郷 知 徳 ㊞

監査等委員 江 田 信 之 ㊞

(注) 監査等委員 須郷 知徳及び江田 信之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

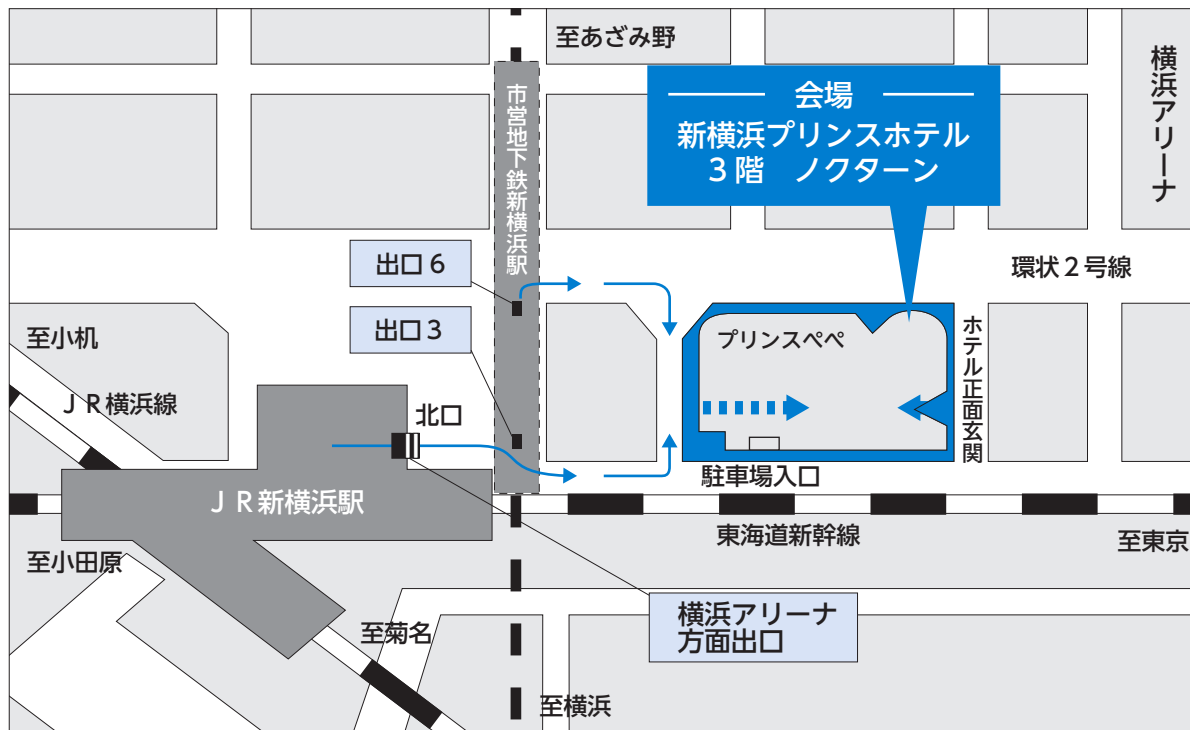
以 上

株主総会会場 ご案内図



会場

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン
TEL : (045) 471-1111



JR線「JR新横浜駅」北口(横浜アリーナ方面出口)より徒歩3分

交通の
ご案内

横浜市営地下鉄「新横浜駅」3番出口より徒歩3分

相鉄・東急新横浜線「新横浜駅」6番出口より徒歩3分

株式会社放電精密加工研究所

〒222-8580 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6 イノテックビル11階
ホームページURL <https://www.hsk.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。